

# 青森県報

第四千百九十七号

平成二十八年  
九月九日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる 図書類の指定……………	(青少年 男女共 参画課)	… 一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 課)	… 一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(保 險 課)	… 一
特定行為業務の登録……………	(同)	… 二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(同)	… 二
身体障害者福祉法による医師の指定……………	(障 害 福 祉 課)	… 二
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………	(同)	… 三
公 告		
建設業者の許可の取消し……………	(東 青 地 域 民 局)	… 三
右 同……………	(同)	… 三
右 同……………	(中 南 地 域 民 局)	… 四
出先機関		
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(三 八 地 域 民 局)	… 四
公安委員会		
警備員の検定合格者審査の実施……………	(保 安 課)	… 五

## 告 示

### 青森県告示第五百九十号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条  
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十八年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種別	名 称	発行者 (製 作者) 名	該当条項
一三三四	書 籍	恋愛白書パステル	宙出版	青森県青年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号及び 第二号該当
一三三五		恋愛白書DX	宙出版	
一三三六		恋愛チエリーピンク	秋田書店	
一三三七		CIEL	W K A D O K A	
一三三六		花恋	日本文芸社	
一三三六		実話ナックルズSpecial	ミリオン出版	
一三三六		二〇一六炎夏特大号		
一三三六		六八五一六七二		

### 青森県告示第五百九十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次  
のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に  
より公示する。

平成二十八年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百九十二号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 又は 名称 又は 名称 又は 名称	主たる 事務所の 所在地 又は住所	居宅サ ビスの種 類	事 業	居宅サ ビス事業 を行う 所	指 定 年 月 日
株式会社 三三	弘前市大字和泉 二丁目七の六二	訪問介護	ヘルパ ーシ ョ ン か ざ み	平川市南田中北 原一三二の三	平成 二六・ 九一
株式会社 ハピネス 株	黒石市大字牡丹 平字福民西八八 の一三	訪問介護	ヘルパ ーシ ョ ン ハ ピ ネ ス	黒石市大字牡丹 平字福民西八八 の一三	"
株式会 社 イキ	北津軽郡中泊町 大字大沢内字海 原一四八の一九 六	訪問介護	花まる 訪問 介護	北津軽郡中泊町 大字大沢内字海 原一四八の一九 六	"

氏名 又は 名称 又は 名称	主たる 事務所の 所在地 又は住所	介護予 防サ ビス の種 類	事 業	指 定 年 月 日
株式会 社 三三	弘前市大字和泉 二丁目七の六二	訪問介護	ヘルパ ーシ ョ ン か ざ み	平成 二六・ 九一
株式会 社 ハピネス 株	黒石市大字牡丹 平字福民西八八 の一三	訪問介護	ヘルパ ーシ ョ ン ハ ピ ネ ス	"
株式会 社 イキ	北津軽郡中泊町 大字大沢内字海 原一四八の一九 六	訪問介護	花まる 訪問 介護	"

青森県告示第五百九十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十八年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録 番号	登録 年月 日	氏名 又は 名称	住 所	事 業 所	業 務 開 始 年 月 日	備 考
〇三〇〇 一五	平成 二六・ 七 七	津軽保 健生 活協 同組 合	弘前市大 字田五 丁目二 の二	弘前市大 字向瀬 字豊田 二の二	平成 二六・ 七 七	認知症 対応 型共同 生活 介護

青森県告示第五百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十八年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
ファーマライズ薬局五所川 原店	五所川原市字柳町一五の一	平成 二六・ 八 一

青森県告示第五百九十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年

三月青森県規則第二十六号) 第五条の規定により告示する。

平成二十八年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	所 在 地	診 療 科 目	指 定 年 月 日
	名 称			
水 野 豊	八 戸 市 立 市 民 病 院	八 戸 市 大 字 田 向 字 毘 沙 門 平 一	外 科 ( じ ん 臓 機 能 障 害 ) 直 腸 機 能 障 害	平 成 二 十 八 年 九 月 九 日

青森県告示第五百九十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十八年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	障 害 児 通 所 支 援 事 業 を 行 う 事 業 所 の 名 称	指 定 年 月 日
一 般 社 団 法 人 マ リ ー の 宝	八 戸 市 大 字 糠 塚 七 字 長 久 保 二 三 三 の 宝	放 課 後 等 デ イ タ イ ー	放 課 後 等 デ イ タ イ ー	平 成 二 十 八 年 九 月 九 日
			八 戸 市 大 字 白 銀 二 町 字 左 新 井 田 道 一 三	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 宿野部内装
- 二 氏名 宿野部 庄之進
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字浅所字浅所一五七の二六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二五)第一六七一〇号
- 五 取消年月日 平成二十八年八月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十八年七月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 越田建築
- 二 氏名 越田 正和
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡蓬田村大字瀨田地字山田四二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二七)第九九八一号
- 五 取消年月日 平成二十八年八月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十八年五月十七日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 葛西重機興業
- 二 氏名 葛西 武光
- 三 主たる営業所の所在地 平川市日沼高田八九の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二七）第一七四五四号
- 五 取消年月日 平成二十八年八月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十八年五月十九日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、蜷川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年九月九日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

区	役員	氏	名	住	所	就任及び退任
						年月日

理事	佐々木寿一	三戸郡五戸町大字切谷内字粒ヶ谷地二七	平成
理事	大久保正俊	字大森二一	六・七・八退任
理事	鈴木 勝康	八戸市大字市川町字轟木六七の三	
理事	小保内健一	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	
理事	佐々木義徳	字山崎川原五一	
理事	佐々木健造	大字上市川字窪田四〇	
理事	山田 光義	字兔内一二	
理事	佐々木一春	大字上市川字大谷地二の四	
理事	松坂 勝二	字畑田三五の三	
理事	佐々木雅博	字林ノ前一二の	
理事	橋 文吉	字家ノ後一四の	
理事	佐々木久美	字一八の一	
理事	佐々木健造	大字上市川字窪田四〇	
理事	佐々木義徳	字山崎川原五一	
理事	山田 光義	字兔内一二	
理事	佐々木一春	大字上市川字大谷地二の四	
理事	松坂 勝二	字畑田三五の三	
理事	佐々木寿一	大字切谷内字粒ヶ谷地二七	
理事	大久保正俊	字大森二一	
理事	橋 敬悦	大字上市川字大峯嶽四三の	
理事	松坂 郁夫	字窪田三三の一	
理事	鈴木 勝康	八戸市大字市川町字轟木六七の三	
理事	小保内健一	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四〇	
理事	佐々木義徳	字山崎川原五一	
理事	佐々木健造	大字上市川字窪田四〇	
理事	山田 光義	字兔内一二	
理事	佐々木一春	大字上市川字大谷地二の四	
理事	松坂 勝二	字畑田三五の三	

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第七十七号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

平成二十八年九月九日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十八年十一月二日（水）午後一時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条各号に掲げる次の審査並びにそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

- 1 空港保安警備業務に係る一級の審査 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であつて同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者
- 2 空港保安警備業務に係る二級の審査 空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者
- 3 施設警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者
- 4 施設警備業務に係る二級の審査 常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者
- 5 交通誘導警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する交通

誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

- 6 交通誘導警備業務に係る二級の審査 交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者
- 7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等危険物運搬警備（次号において「核燃料物質等危険物運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者
- 8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者
- 9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者
- 10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査 貴重品運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

種 別 及 び 級	予定定員
空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査	合計三十名

四 審査の申請手続

1 申請の受付期間等

(一) 受付期間

平成二十八年十月三日（月）から同月二十一日（金）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所  
次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に所在する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。ただし、審査申請者が(一)及び(二)に該当する場合には(一)又は(二)に掲げる書面のうちいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合にあつては(一)及び(二)に掲げる書面の全てをそれぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料

四千七百円分の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五 審査事項等

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(二) 法令に関すること。

(三) 警備業務の実施に関すること。

(四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

六 審査申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課

電話〇一七 七三三 四二一一

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭